**【物品等】提出要領　前回からの主な変更点**

１．労働保険証明書について、労働局での交付が原則廃止されたことに伴い、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収証書」の写しを提出してください。

２.営業内容入力（物品等）表（buppin04）の様式を一部変更しました。取り扱っている項目に「１」を入力してください。

３．提出書類に「営業実績書」（buppin05-2）を加えました。

４．取扱品目表（buppin06）の様式を変更しました。（（１）～（２１）に**取扱可能な品目を５つまで**記載してください。ただし、品目を特に追加記載したい場合は、最大２０品目まで追加可。その場合、　各自で枠を増やし入力してください。

※システムへの取込みの都合上、全品目あわせ最大１３９品目までしか品目の登録はできません。また、品目を追加入力する場合、**（１）～（２１）の品目名の順番は変えない**でください。

５.取扱品目補足資料（buppin06-2）の様式を変更しました。該当する箇所にレ点を入れてください。

６．うるま市在住従業員名簿（buppin08）の様式を変更しました。（年齢・経験年数の項目を削除）

７．提出書類に「資本関係・人的関係等に関する調書」（buppin13）を加えました。